

湖南省役所東庁舎広告付き案内地図等設置事業者募集要項

湖南省では、市民サービスの向上および地域経済の活性化を図ることを目的として、行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

湖南省役所東庁舎

(2) 住所

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

(3) 開庁日および開庁時間

開庁日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/28～1/3）

2 募集条件等

(1) 業務名称

湖南省役所東庁舎広告付き案内地図等設置業務

(2) 業務内容

「湖南省役所東庁舎広告付き案内地図設置業務仕様書」のとおり

(3) 設置場所

湖南省役所東庁舎 1階ホール

(4) 業務期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

ただし、業務期間満了の2箇月前までに、双方から特段の意思表示がない限り、同一内容および同一条件で更に1年毎に更新可能とします。

なお、更新については、当初の業務開始年度から通算5年を超えることはできないものとします。

また、業務期間内において、庁舎の改修（建替含む）等で設置期間または設置場所を変更する必要がある場合は、市長と協議の上、決定することとします。

3 掲載できない広告等

「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」に定める広告。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

① 国税および市税の滞納がないこと。

ア 法人

市町村民税（法人市町村民税、固定資産税および軽自動車税）

県税（事業税および法人県民税）

国税（法人税、消費税および地方消費税）

イ 個人

市町村民税（個人市町村民税、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税）

県税（事業税および自動車税）、国税（申告所得税、消費税および地方消費税）

- ② 広告事業またはこれに類する事業の取扱実績があり、3年以上の実績を有していること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体、または公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、または第6号の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札後もしくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、もしくは使用許可を取り消されまたは虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと。

5 申込み方法等

(1) 申込受付期間

公表の日～令和8年5月14日（木）正午まで

(2) 申込受付場所

湖南省中央一丁目1番地 湖南省役所東庁舎3階 管財契約課

(3) 申込みに必要な書類

- ① 申込書（別紙様式）
- ② 案内図板のイメージ図（A3サイズ1枚以内、自由様式）
- ③ 印鑑証明書（法人の代表者印鑑証明書）（受付日前3か月以内に発行されたもの、原本）
- ④ 履歴事項全部証明書の写し（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）
- ⑤ 国税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その3の3）および市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書（受付日前3か月以内に発行されたもの、写し可）
- ⑥ 会社概要
- ⑦ 財務諸表（最新決算年度のもの、写し可）
- ⑧ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出して下さい）

(4) 申込の手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参または郵送してください。
（電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。）

6 選定方法

2者以上または新規の事業者から申し込みがあった場合は、本市職員により構成される審査

委員会において選定いたします。

また、既存の設置事業者からのみの申し込みであった場合は、継続して案内図版を設置できることとします。

7 選定結果

選定結果については、令和8年5月20日（水）までに応募者へ書面にて通知書を発送します。

8 その他

- ・応募者は、この募集要項および仕様書のほか、「湖南省公共物等有料広告掲載に関する基本要綱」および「湖南省広告掲載基準」を熟読してください。
- ・選定の結果、細部について協議を行ったうえで、改めて行政財産使用許可申請書を提出していただき、行政財産使用許可書を受け取られたのち、本市が発行する納入通知書で当該年度分の広告掲載料を納付してください。なお行政財産使用料は免除とし、更新する場合も同様とします。
- ・電気を使用する際には、機器のVA（ボルトアンペア）あるいはW（ワット）数に応じた年間電気使用料を広告掲載料とともに納付していただきます。
- ・広告の設置・変更等については、本市の審査を経て実施していただくことになります。

9 お問い合わせ先

湖南省総務部管財契約課 中島

〒520-3288

湖南省中央一丁目1番地

電話 0748-69-5518（直）

FAX 0748-72-3390